第 3 陳 述 書

平成27年2月28日

第1部 はじめに

私は、第2陳述書において、被告側の証人予定者でない者の陳述書について、反論等を陳述いたしましたが、当初、被告が証人予定者としていた者で、その後、証人とならなくなった者の陳述書に対して、以下に反論等を記述いたします。

あわせて,被告が新たに提出した書証等その他全般についても,反論等を記述させ ていただきます。

第2部 証人とならない者の陳述書について

- 1. 三原健二氏の陳述書(乙第40号証)について
- (1) 私の欠点を連ねて、陳述書の2ページの6行目に「人間の和を大切にすること、 我慢に我慢をすることが大切であると注意していました」と記述されていますが、 私はこのような注意はされたことがありません。ただ、人事考課の時期に「(鐘 ヶ江洋三)鑑定人とうまくやらないのは協調性がないということになる」と人事 考課上、悪影響を与えざる得ない旨の発言をされたことはあります。そしてその とおり、社外の人間である鑑定人と協調性が無いというまったく不合理な理由で で、人事考課のランクアップは据え置かれました。

しかしながら、三原健二氏も鐘ヶ江洋三が悪質鑑定人であることは充分承知していました。なぜならば、その理由は平成10年6月2日に私の顧問弁護士から

被告の人事部に送付した甲第19号証の2の6ページの「質問<その5>」で記述されているとおりです。

-----<甲第19号証 質問:その5の内容>----

ある日、大阪に転勤してから半年以上経った頃、当時私の大阪での<u>最初の上司</u>である<u>三原課長</u>から、『ちょっと話があるから今夜のみに行こう。』と居酒屋に誘われた。

私は本来あまり酒が好きでないので怪訝に思ったが、誘われるまま一緒に居酒屋にいったところ、テーブルに座るや否や、突然テーブルに両手をつき、額がテーブルにつくのではないかと思うほど私に深々と頭を下げ、『本当にすまない。いま鐘ヶ江鑑定人に対して君にいろいろ苦労させ、君に損な役をやらせているが、本当はそれは自分がやらなければいけないことなんだ。』と私に深く謝罪した。

---(以上:質問・その5)-----

このように、三原課長は私に深い謝罪こそすれ、問題社員どころか、本当に勇気をもって正しい仕事をしていることを認めていました。

前述のとおり、三原健二氏の陳述書には、私の欠点が延々と記述されていますが、 当時の私の働きぶりとはまったく異なる記述であり、完全に事実と異なります。

(2) 当時の私の仕事量は半端ではなく、ものすごいものでした。課長席(課長代理) としての部下の担当した案件の支払い決済の書類が、机の上の左右に山のように うず高く積まれ、それらが崩れないように片手でその山を必死に抑えながら、決 裁業務をこなし、さらには、大口事故の現場にも度々損害調査に行っていました。 当時の損害調査部の部長席には、自動車損害調査部門出身ばかりで、火災新種損 害調査部門の人間がおりませんでしたので、三原課長は部長席の補佐的業務が多く、私の火災新種課の大口事故の決済業務等も含め、課長席の仕事の7割近くを 課長代理の私がこなしていましたので、その仕事量は半端なものではありません でした。 そのため、部下たちはみな「やはり、本社ビルから来た人はすごい! スーパー社員だ!」と驚いていました。したがいまして、三原健二氏の陳述書の

私の業務についての記述のほとんどは事実とまったく異なります。

また、陳述書の4ページ目の9行目から記述されている「1年目には大きなトラブルの記憶はありません」というのも完全に虚偽です。東芝の水審事故も栃木のシャープの火災保険の雹災の超大口事故も三原課長が上司だった1年目の事故です。それらの件も含め、私が鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所と対立していたために、前述の甲第19号証の2の6ページの「質問<その5>」で記述されている三原健二課長の「居酒屋での私への謝罪」となったのです。

前述のとおり、陳述魯の4ページ目の「4. 氏の考課について」の記述には、私の業務ぶりをこれでもか、これでもかと低く評価して記述してありますが、前述のとおりまったく事実と異なります。特に人事考課をランクアップしなかった理由の中に、「鑑定人との懇親会に参加しないから、協調性がない」などという信じ難い不合理な記述もあります。社外機関との懇親会に参加しないから協調性がないなどという本来業務と何ら関係の無いことを理由として、人事考課をランクアップさせないということ自体をみてもわかるように、陳述魯全体で私のことを、これでもか、これでもかと低く評価しているのは、鐘ヶ江洋三や三和鑑定事務所と癒着し、すべて被告有利の陳述魯を恣意的に作成したことは一目瞭然です。

(3) その証拠に、私は事故現場に同行させた三和鑑定事務所の鑑定人のあまりのひ どさにその鑑定人の鑑定書を不要を宣言して拒否し、自分自身で、1千万以上の 大口事故(火災保険査定報告書・別紙1の1を参照)で、自分で鑑定書(別紙1の 2)を作成して、保険金を支払いました。

度々の繰り返しとなりますが、当時ワープロ査定報告書を作成し、パソコンで 鑑定書を作成できる損害保険会社の社員など日本の損害保険業界には私以外ひ とりもいませんでした。この損害額1千万円以上の大口事故の火災保険金の支払 い決済の際も、何ら問題なく課長席、部長席で決済され支払われました。それは、 別紙1の1に、課長の決済捺印欄に三原健二課長の捺印が、部長の決済捺印欄に も部長席の捺印が押印されていることからも明らかです。

このように、私は、被告・三井住友海上が当時の損害保険業界に誇れる極めて 有能な損害調査部門の社員、つまり査定社員だったのです。人事考課が1ランク や2ランクアップどころか、真っ先に課長に昇進させるべき社員でした。

これらの事実からも、三原健二氏が課長昇進の申請どころかランクアップさせなかったのは明らかに鑑定人問題が原因であることは極めて明確です。

(4) 三原健二氏の陳述書を見て非常に驚き、呆れた部分があります。それは、 2° ージ目の8行目 ~ 1 1行目の部分です。

火災保険で事故があった際に一番契約者とトラブルの原因は、「一部保険による比例でん補の支払い」、つまり「損害額が削減されて保険金が支払われる」場合です。詳しい説明は省略しますが、これは、火災保険の仕組みの持って生まれた宿命で、火災損害調査部門の社員を一番悩ますもので、被告・三井住友海上に限らず、日本の損害保険会社の全社の損害調査部門の社員が契約者とのトラブルに頻繁に巻き込まれる一番大きな要因です。つまり、火災保険の宿命とも言える、火災保険金の支払い時の一番多いトラブル原因です。

それにもかかわらず、三原健二氏の陳述書では、要約すると「火災保険協定時に一部保険のため、損害額が全額支払われないというトラブルでお客様を怒らせてしまった」と記述してありますが、前述のとおり、一部保険の際、損害額が全額支払えないという火災保険金の支払いの約款の規定は、日本の全損害保険会社の抱える宿命とも言えるもので、これによるトラブルを私が悪いなどと記述するなど信じ難い事です。

陳述書2ページの10行目以降の文章を要約すると「一部保険のために約款の 規定により損害額全額が支払われないことをお客様に十分理解されなかったた めに・・」と記述されていますが、火災事故が起きた時に、いくら約款に記載 されているとはいえ、一部保険で支払保険金が削減されることを説明をして納得 する契約者などいません。契約者はみな同じように怒り、日本の損害保険会社の 全社の損害調査部門の社員の一番の悩みの種なのです。

(5) 陳述書には「クレーム対応で融通が利かない」との記述がありますが、「融通を利かせる」ということは、保険業法に違反して不正に保険金を支払えということです。このようなことを損害調査の火災部門の課長が記述するなど信じ難い事です。そして、一部保険による契約者とのトラブルをまるで私個人に問題があるかのように記述するなど火災保険の損害調査をしている人間として信じ難くあるまじきことで、「濡れ衣」以外のなにものでもありません。

逆に言えば、私の欠点を具体的に書くのは、これしかなかったということです。 損害調査業務を完璧にこなし、文句をつけようのない仕事をしていましたから、 被告有利の陳述書を書くには、このように、無理矢理「濡れ衣」とも言えること しか記述できなかったことは、逆に通常の業務では完璧であったという証明をし ているようなものです。

(6) 私が大阪に赴任してきたとき、ワープロ、パソコンなどのIT機器は、まだ黎明期で、本社でもほとんどなく、当時、大阪の損害調査にあるものと言えば、 保険金支払い用のオンライン・バンキングの端末くらいで、パソコン、ワープロなどは一台もありませんでした。

しかし、私は自前のそれらの当時非常に高価な I T機器を持ち込み、ワープロやパソコンで次々と損害査定報告書や各種書類を作成したり、各種損害率のデーターをパソコンで統計をとったり、当時の大阪の損害調査部門の社員達の度肝を抜きました。それは別紙1の1~2、その他の今まで提出した書類を見ても明らかです。

(7) このように、損害調査部門の中で、画期的な I T機器を使い次々と業務をこなす社員は、当時は被告・三井住友海上の中では、もちろん日本の損害保険業界の中でも、前述のとおり皆無でした。その姿を一番良く見ていたのは、他ならぬその時の上司の三原健二氏で、それらのことに関して何も記述せず、いくら被告有利の陳述書を書くためとはいえ、陳述書全体にわたって、私が欠点だ

らけの人間であるかのように記述するなどおよそ許せることではありません。

2. 黒田潔氏の陳述書(乙第47号証)について

前述のとおり、黒田潔氏も、私の「課長昇進適齢期」を遥かに過ぎた広島時代の上 司で、本件訴訟で陳述書を書いてもまったく意味がなく、<u>ただ単に裁判を混乱させて</u> いるだけです。 しかし念のため、一応反論は記述させていただきます。

黒田潔氏は、当時の渡辺進悟部長と組んで、広島時代の私に対して異常な個人監視、 嫌がらせを続けた張本人であり、このふたりが組んでの私に対する行為・雰囲気を見 て、他の社員も私と親しくすると上から睨まれる雰囲気・状態に圧倒され、私を疎外 させる態度に満ち溢れていました。

(1) 私の最初の陳述書第1部(甲第23号証の1)の29ページの「◆2000年 (平成12年)12月21日」の部分に記述のとおり、私は広島時代に「実父が死 んでも弔辞の言葉もかけないという村八分ならぬ村十分」という信じられない差 別的行為を受けましたが、このような差別的状態を作り出していたのが、他なら ぬ渡辺進悟部長とこの黒田潔のふたりでした。

渡辺進悟部長の私への個人監視の異常さも想像を絶するもので、それについて は別記してありますが、それに服従・同調する黒田潔氏の嫌がらせも想像を絶す るものでした。

- (2) 私の陳述書第1部の30ページの15行目から記述してあるように,実父が死んだ際に積立金の中から, 弔慰金を支払おうともせず, こっそりと仲良くしていた女子社員を通じて担当者に度々間接的に督促したところ, なんと3ヶ月後にようやく, 黒田潔から「これ, 積立金からの弔慰金です」と何らの弔意の挨拶も無く不愛想に渡されました。
- (3) 前述の「実父が死亡した際の村十分」はもちろんのこと, 勤続25周年の永年 勤続特別休暇を使って2000年(平成12年)の9月に海外旅行するために, そ の特別休暇の取得を2週間以上も前に,メールで黒田潔氏をはじめ,関係社員全

員に伝えていたにもかかわらず、取得日の3日前に突然私を別室に呼びつけて、「9月は上半期の仕上げの月で、<u>営業</u>が忙しい月だ。そんな月に休暇を取るとはけしからん。今後、このようなことの無いようにするべきだ」と私を叱責しました。しかし、こんな馬鹿げた話はありません。私は業務部の社員で営業社員ではありませんし、業務の中でも、直接営業の契約に関わるような業務ではなく、様々な種類の業務を8種類ほど担当していました。したがいまして、営業が暇な時期に私が忙しい時期もありますし、その逆もあります。その部門・業務ごとによって忙しい時期が異なるのは、説明するまでもありません。現に、黒田潔の陳述書の1ページの下から2行目から、「(原告には経験の長い)損害サービス部門のキャリアが活きる業務を選択して担当業務を決めました」と記述されています。

したがいまして、営業が忙しい時期に、営業部門でもない私に休暇を取るのは けしからん、などと叱責すること自体明らかにおかしいですし、もし休暇取得に 問題があると言うのなら、私が休暇取得のメールを送信した時点で言うべきです。 それをわざと旅行開始の3日前に、言うなど、あまりにも露骨な嫌がらせも甚だ しいため、さすがの私も声を荒げて強く抗議しました。

それに「今後,このようなことは困るのでやめてほしい」と言いましたが、永年勤続特別休暇は25年勤続が最後で、その後はありませんので「今後・・・・」と言われても、最後の特別休暇なのですから、「今後が無い」のです。これらの ** 事実からしても、単なる嫌がらせだったことは明白です。

(4) そのため、前述のとおり、さすがの私も声を荒げて抗議したところ、少し時間が経過してからまた別室に呼ばれ、今度は援軍として渡辺進悟部長が同席しており、またもやふたりで永年勤続特別休暇について同様の嫌がらせ発言を行いました。そして、結論から言うと、私に「休暇を取ってすみません」と言う詫び状を書いて、業務部全員に回覧しろと言うのです。あまりの馬鹿馬鹿しさと、単に露骨な嫌がらせが目的のふたりに何を言っても無駄だと思い、「はい、はい、わかりました。そうします」と言って話を終わりにしました。もちろん、そんな詫び

状を書いて回覧するなどしませんでしたし、それをしなかったことについて、渡辺進悟部長や黒田潔から文句を言われることはありませんでした。当然です。有給休暇を取得するのは当然の権利であり、詫び状を回覧する必要などあるはずがないからです。現に、同じ9月にやはり特別休暇で1週間以上の休暇を取得した社員がいましたが、その社員には、何も言わずに快く休暇を取得させたことからも、私に対する個人的な嫌がらせであることは明白です。

そして,案の定,私の永年勤続特別休暇取得による海外旅行中も不愉快極まりなく,せっかくの永年勤続特別休暇を使った海外旅行も台無しとなりました。

通常の有給休暇ではなく、永年勤続特別休暇での旅行ですから、「長い間ご苦労様でした」と快く送り出すのが通常です。それを、このような嫌がらせをして台無しにするなど、まともな人間のすることとは思えませんし、このような人間たちがまともな人事考課などするはずもありません。

(5) これらのことが、極めて露骨な嫌がらせであることは、黒田潔の陳述書のからも容易に証明できます。

それは、同氏の陳述書の2ページの「3 氏の人物像」の下の段落に、「金件直前の多忙な時期に1週間の休暇申請をしましたが・・・云々」と記述してありますが、合併(10月)直前の9月は2001年であり、私の永年勤続特別休暇の取得は前年の2000年です。合併直前の2001年の9月は、休暇で海外に行く予定も無く、ましてやその年の9月は例のニューヨークの「9.11テロ」の大事件のあった月で、世界中の航空会社が飛行を停止して、海外旅行どころではありませんでしたし、10月の合併前の多忙な時期ですから、長期休暇など申請も取得もしていません。

このように、「合併前の多忙な時期・・・・」というのは、まったく事実と異なり、嫌がらせ目的で数々の行為を行ったのですから、その時期については所詮この程度のいい加減な記憶なのです。

(6) その他にも数々の露骨な嫌がらせがあり、中には、広島から本社に転勤後も、

これでもかというような追い打ちをかける嫌がらせがありました。ただ、あまり にも多数の嫌がらせがありましたので、これ以上記述することは省略します。

黒田潔は,所詮このような人間ですから,陳述書に全体に記述してある数々の こともまったく事実と異なり,恣意的に被告の都合のいいように記述してあるだ けで, 鐘ヶ江鑑定人を褒めている部分などはその典型です。

(7) それに、繰り返しとなりますが、黒田潔は私の「課長昇進適齢期」を遥かに過ぎた広島時代の上司で、本件訴訟で陳述審を審く意味がまったくなく、ただ単に 虚偽を並べ立てた被告有利の陳述審を審き、裁判を混乱させているだけです。

3. 矢口泰隆氏の陳述魯(乙第48号証)について

度々述べているとおり、矢口泰隆氏は所詮被告人事部の社員であり、被告に人事権、つまり社員としての生殺与奪を握られている人間であり、被告に都合の良いことばかりを保身のために記述せざる得ない立場であることはいうまでもなく、 客観的証拠には何ら成り得ません。

(1) Dランク社員について

記述されている私以外のDランクの社員は業務職の女性社員であり、男性総合職の私とは異なる立場であり、それらと比較しても何らの意味もありません。

また、うつ病で欠勤した女性などがいたこと等も記憶していますので、なぜ業務職の女性社員がDランクになったかも記述されておらず、何らの合理的理由にもなり得ません。

(2)課長昇進について

私と同期の社員の課長昇進率を記述していますが、約9割と非常に高くほとん どが課長以上に昇進しています。これを見てもよほどのことがなければ、課長に 昇進することは自明の理です。

さらには、課長に昇進しなかった残りわずか10パーセント足らずの者についても、死亡した者、長期の疾病欠勤、重大な懲戒処分を受けた者等の人数が記述

されておらず、そのため課長に昇進しなかった者の内、何人が「原告と同じく著しく業務能力が著しく劣る」として課長以上に昇進できなかったのかが具体的に記述されていません。私の知るところでは、「著しく業務能力が劣る」として課長以上に昇進できなかった者は、同期166名中、わずか数名となっています。つまり、例え課長で定年を迎えても「万年課長だった業務能力の劣る者」として見られますので、私のように課長代理で定年を迎えた者など、「社内では<u>著し</u>人業務能力の劣る社員」として扱われました。

4. 嶋田岳史氏の陳述書(乙第56号証)について

(1)鑑定業務の委託について

実務とまったく異なる建前論を延々と述べているだけで何らの意味もありません。その証拠に、鑑定人が不正な保険金をするために保険会社に加担した甲第15号証の火災事故について何ら触れず逃げていますし、その甲第15号証の事故の不正保険金支払いに関するホームページを立ち上げた獨協大学の府川教授の陳述書(甲第25号証)を見れば、いかに実務と異なる意味のないことを記述しているかよくわかります。

(2)鑑定書作成について

損害調査部門の社員でありながら、このような馬鹿げた内容の陳述書を記述する社員がいるからこそ、鐘ヶ江洋三のような悪質鑑定人にとって被告・三井住友 海上は天国であり、重要顧客である損害保険会社の社員に対して傲慢不遜な態度 を取ることができるのです。

別紙1の2のような,大口事故の鑑定書を社員みずから作成できる私のような 社員を育成すれば,鐘ヶ江洋三のような悪質鑑定人も駆逐できます。

(3)動産類の数量の把握方法について

これも損害調査部門の社員でありながら、このような馬鹿げた内容の陳述書を 記述するとは、私が作成し、全国の損害調査部門の社員から絶賛された論文、甲 第16号証の「正しい鑑定人の選び方」をまったく理解していないか、または心中はまったくそのとおりだと賞賛しながら、被告の社員という人事権、つまり生殺与奪権を持っている被告に都合の良いことを保身のために書くしかなかったかどちらかです。

「ネジを一つ一つ数えることは現実的に不可能・・・・・云々」などと、極端な例を挙げていますが、山陰の水害は電気製品であり、まったく筋違いの記述です。また、被告の当初からの「水害による損害調査は水深の深さを測ればそれでよく・・・・」との馬鹿げた主張に何ら触れておらず、水深の深さを測ればなぜ損害額や事故現場の在庫全体額(保険価格)を算出できるのか、一番肝心なことについて何ら記述されておらず逃げています。原告側が主張したことではなく、被告自ら主張したことについて、何ら触れずに逃げ回るとは、いかに鐘ヶ江洋三という鑑定人や三和鑑定事務所と癒着しているかが、このあきれ果てた陳述書からも充分窺えます。

(4)保険契約者の不正について

「原告が主張するように・・・・不正の可能性があれば慎重な調査を実施・・・」 との記述にはただただあきれ果てるばかりです。

「不正の可能性」があるかどうかどうやって事故現場で判断できるのかまったく意味不明の記述です。被告は「商品管理システムを利用している契約者の場合は、契約者からデーターを提出してもらうので詳しい損害調査の必要はない」と当初から主張しています。さらには、乙第7号証の1ページ目の下段にに記述のとおり、「(火災鑑定人は)火災事故の現場で詳しい損害調査は不要である」との信じ難い主張も始めました。

しかし、契約者の損害額等のデーターは事故現場での損害調査が終わってから 後日提出してもらうものであり、後日提出してもらうデーターに不正の可能性が あるのかどうか、事前に事故現場での損害調査時にわかるはずがありません。不 正を防ぐために事故現場ではきっちりとした損害調査を実施しなければならな いにもかかわらず, 前述のとおり,「不正の可能性」があるかどうかをどうやって事前に事故現場で判断できるのかまったく意味不明の記述です。

いくら鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所を庇うためとはいえ,このような損害調査部門の人間とてしてあるまじきことを陳述書に記述するなど,<u>ますます鐘ヶ江</u>鑑定人や三和鑑定事務所にとって,被告・三井住友海上が悪質鑑定人天国になっていることが充分窺えます。

(5)三和鑑定事務所との取引継続について

被告が現在も三和鑑定事務所と取引を続けているのは、

・
館ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所に問題が無いからと記述してありますが、これはまったく事実と異なります。

悪質鑑定人である鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所と異常に癒着し、おいしい仕事を集中させていることこそ、本件訴訟の原因となっているにもかかわらず、このような主張をするとはただただ呆れるばかりです。

第3部 人事記録(乙第50~54号証)について

これらの資料は、いずれも私の「課長昇進適齢期」を遥かに過ぎた50歳代の人事 考課資料ですから<u>まったく意味が無く、ただ、いたずらに裁判を混乱させているだけ</u> の資料です。

ましてや、所詮被告側が「この社員は問題社員として一生昇進させないと決めた前 提で作成された社員の人事資料」ですから、いくらでも被告の自由に作成できます。 したがいまして、その点からも何らの客観的証拠にもなりません。

被告は、提出するならば、「課長昇進適齢期」である、人事考課ランクが3類3号~3類1号の期間、具体的に言えば、1987年(昭和62年)~1995(平成7年)の私が35歳から44歳までの期間の人事資料を提出すべきであるにもかかわらず、「合併の際に破棄した」、「破棄した年度もあれば、そうでない年度もある。(まだ

らに飛び飛びに破棄した)」などと有り得ないことを主張しています。合併するのならなおのこと、合併前の各社員の人事資料は極めて大切なものであり、合併するから破棄するなど被告のような大企業では絶対ありえません。都合が悪いので、隠しているだけです。

その証拠に私が保存していた合併前の「課長昇進適齢期」の人事資料の甲第27号証は、私に有利な証拠であり、当然、被告側からは提出されていません。

第4部 竹守雅裕のメモなるもの(乙第55号証)について

被告は、私が三和鑑定事務所に単独で乗り込んだという証拠として、竹守雅裕鑑定人のメモ(以下、竹守メモ)なるもの(乙第55号証)を訴訟開始後2年経過するという時期にようやく提出してきました。

今まで提出した数々の書類に記述のとおり、私は三和鑑定事務所など行ったことは無く、どこにあるか詳細な住所も知らず、事務所が入居している建物さえ見たこともありません。それに<u>録画や録音でもなく、このような単なるメモなどまったく自由に捏造・作成でき</u>、私が確かに三和鑑定事務所を訪問したという何らの証拠にもなりません。したがいまして、逆に、同様に私が鐘ヶ江鑑定人とこのような会話をしたという被告に不利な会話メモなども私自身でいくらでも捏造・作成できます。

このようなものまで捏造して私を貶めて裁判を有利に進めようという被告の卑劣 さに怒りさえ覚えます。それに次の数々の理由により、この竹守メモなるもの在が極 めて不自然で捏造であることは明確だからです。

(1) 甲第2号証の直訴状により高品部長に鐘ヶ江洋三鑑定人問題を直訴して、それをもとに高品部長が三和鑑定事務所に行っていることは今まで提出した各種書類で度々述べており、それに対して被告は訴訟開始からの2年間もの間、何らの反論もしていません。したがいまして、高品部長が私の直訴をもとに三和鑑定事務所に行ったのですから、私自身が三和鑑定事務所に行く動機も理由もまったく

ありません。もし、本当に私が独断で三和鑑定事務所に乗り込んだのであれば、 当然、高品部長から叱責されているはずですが、そのようなことはまったくあり ませんでした。

(2) 被告準備書面(3)の8ページの「7の(2)」において、私が三和鑑定事務所に 単独で行ったと記述してあり、当然その被告準備書面に証拠としてこの竹守メモ を添付して提出すべきであるにもかかわらず提出していません。

その後、原告第2準備書面の12ページの2行目において、原告は三和鑑定事務所になど行っていないとはっきり否認しているにもかかわらず、その時点でも被告は何らの反論もせず、証拠として竹守メモの提出もしていません。

(3) このように、竹守メモを提出すべき時期は、訴訟から現在までの2年間に度々あったにもかかわらず、なぜか不可思議なことにその時々に提出していません。ところが、竹守氏が昨年9月に死亡し、10月末日に告別式(お別れの会)をした直後の11月に突然これを提出してきました。本件訴訟が開始してから2年も経過して、竹守鑑定人が死亡した直後に突然このメモが提出されるなど不自然極まりありません。このメモの内容は完全に捏造であり、それを証人尋問で追及しようにも、証拠捏造で刑事告訴しようにも、本人が死亡しているので不可能です。それを見越して本人死亡後に提出したとしか考えられません。

つまり、本人に生前、いつ捏造させたか不明ですが、捏造したメモを作成させ ておき、重病になった本人が死亡するのを今か、今かと待って法廷に提出しだと しか考えられず、もしそうであれば、これは、まさに死者を冒とくする仕業とい っても過言ではありません。

前述のとおり、訴訟開始から今までのこの2年間にメモを提出すべき時期は 度々あったにもかかわらず、本人が死亡し、告別式の直後に突然提出するなど、 提出時期が極めて不自然です。

(4) 私は竹守鑑定人とは、初対面で単なる名刺交換を行い、その後、竹守鑑定人は 野球が好きで少年野球の監督をしているらしいと誰かから聞いたことがあった ので、たまたま当社に来た際に「大阪の鑑定人でプロ野球の選手も目指したこともある人間がいる」と私が話しかけたところ、「そんな野球のうまい人に是非、私の野球を手伝ってほしいなあ~」と返答してきました。私が竹守鑑定人と一番長く話したのはこの一言、二言の会話であり、その後一切会話をしていません。つまり私は竹守鑑定人とは名刺交換を含めて、非常に簡単な会話を2度しただけです。

もちろん従前からの主張通り,三和鑑定事務所に行ったことなど無く,竹守メ モなるものの会話などまったくしていません。

(5) 甲第2号証の最後に添付されている鑑定書(の総括書)は、極めてずさんでいい 加減なものであり、その理由については甲第2号証に記載されている詳細のとお りです。

そして、これを作成したのは竹守鑑定人であり、このように鐘ヶ江鑑定人と同様に竹守鑑定人もずさんきわまりない鑑定人であり、このような鑑定人が作成したとするメモなどはまったく信憑性に欠けることは言うまでもありません。このような鑑定人は鑑定書を捏造することに日頃から手馴れていますから、「竹守メモ」なるものを捏造することも何ら平気だったのでしょう。

第5部 被告の常務取締役からの私への激励

(1) 三井海上と住友海上が合併して、三井住友海上になった際に私は本社の関東業務部に異動となりました。その後、関東業務部長を兼ねていたS本部長が常務取締役として転勤異動することとなりましたので、関東業務部で送別会をすることとなりました。同部は大所帯で、部長も何名もおり、全員で150名近くいたと思います。

私は、それだけの大所帯で私は「万年課長代理」でしたから、私は会社を代表 する立場の一人であるそのS常務取締役本部長と口もきいたことが無く、まして

- や,鑑定人問題で会社と対立している人間ですから,被告(体制)側のS常務取締役とは日頃から疎外感を持っていましたし,「問題社員」として嫌われていると思い込んでいました。
- (2) そして、そのS常務取締役の送別会は、大きなパーティー会場で百数十名もの 社員が参加して盛大に行われました。そして、宴も終盤に近づき、そのS常務取 締役が退場にするときにみんな盛大な拍手で見送っていました。私は前述のとお り、疎外感がありましたから会場の遠くの隅でただなんとなく、ひとりで立って いました。
- (3) その時、みんなに盛大な拍手で見送られ、退場しようとしたS常務取締役が、 突然、体を翻して会場の遠くの隅にいた私のところに足早に歩み寄ってきました。 そして、一度も口もきいたことも無い私の耳元で、「君のやっていることは正し い。君は君の思うとおりに信念を曲げずにやっていくことだ!がんばれよ!」と ささやいて、また足早に出口に戻って退場していきました。
- (4) 当然,私は驚くとともに,鐘ヶ江洋三という悪質鑑定人や三和鑑定事務所と異常に癒着している被告と,私が会社の利益を守るために一生懸命戦っていることを心の中で応援していてくれる人間が会社の中枢部にもいるのだと大変勇気づけられました。

第6部 被告提出種類審等および全般に関して

ここでは訴訟開始以来,被告の提出した準備書面等各種書類の多数の各箇所に何度 も同じように記述,主張されていることに関して記述いたします。

1. 万年課長代理について

(1) 被告は、本件訴訟において、課長以上に昇進すべきだったという証明を原告側がしなければならないと主張しています。しかしながら、これは完全に倒錯した 主張です。 前述の矢口泰隆氏の陳述書(乙第48号証)に記述のとおり、私と同期の社員の課 長昇進率は、約9割と非常に高くほとんどが課長以上に昇進しています。これを見 てもよほどのことがなければ、課長に昇進することは自明の理です。

さらには、課長に昇進しなかった残りわずか10パーセント足らずの者についても、死亡した者、長期の疾病欠勤、重大な懲戒処分を受けた者等の人数が記述されておらず、そのため課長に昇進しなかった者の内、何人が「原告と同じく著しく業務能力が著しく劣る」として課長以上に昇進できなかったのかが具体的に記述されていません。私の知るところでは、「著しく業務能力が劣る」として課長以上に昇進できなかった者は、同期166名中、わずか数名となっています。

(2) つまり、例え課長で定年を迎えても「万年課長だった業務能力の劣る者」としてみられますので、私のように課長代理で定年を迎えた者など、「社内では社員扱いされない、著しく業務能力の劣る社員」とまわりからも見られます。

本件訴訟は、なぜ私が普通以上の部長や役員に昇進しなかったかという争いではありません。したがいまして、本件訴訟の性質からして、原告側の方がよほどことがなければだれでもなれる課長に昇進すべきだったということを証明すべきものではなく、被告側が、私が「業務の劣る課長止まりの社員」よりもさらに業務能力の劣る「異常に業務能力に劣る課長代理止まりの社員」だったということを被告の方が証明しなければならない性質の訴訟です。

2. 人事考課で特別な指示はしていないという主張について

被告は本件訴訟全般で、私の人事考課について、考課者に特別に指示したり、偏見 的に考課したりしていないと主張しています。しかしながら、それは事実とまったく 異なり、その理由のほんの一部としての次のことを記述いたします。

(1) 三井海上と住友海上が合併した際に、私は「関東業務部」に転勤となりましたが、 たの陳述書である甲第24号証の1ページ目の第4段落のとおり、 その際に人事部より、 関東業務部長に人事部が「広島より問題社員が転 勤してくるので・・・・・」という特別の連絡を事前に入れました。

しかしこの特別な事前連絡名にもかかわらず、やはり私の陳述書第5部(甲第23号証の5)の3ページの(3)に記述のとおり、私の大変評判が良い仕事ぶりより私の業務能力を評価した部長のまが、人事考課の時期に、私の「人事考課のランクアップ」の申請を人事部に提出したところ、「あんなやつ(私)の人事考課なんか上げるな!」と人事部に叱られて差し戻しになり、結局、私の人事考課のランクアップはできませんでした。

これらの被告の行為をみても,私の人事考課について特別な扱いはしていない, 偏見的なことはしていないという被告の主張は完全に覆されました。

(2) 私の陳述書の第5部(甲第23号証の5)の3ページ目の(4)のとおり、私が中国業務部業務グループ(広島)に転勤させられていた時期、同じ仕事をしていた、元地銀支店長で嘱託社員の三桝昌道氏が、当時の黒田潔業務グループ長に、ある機会に「あんなに仕事のできる人間(原告)が、こんな(50歳)年齢でいまだに課長代理でいることが、一緒に仕事をしている私は不思議でなりません」と話したところ、黒田グループ長は「あの人は確かにすごく頭は良い。しかし、あの人には特殊な事情が有るのです。」と回答したそうです。

前述と同様、私の人事考課について特別な扱いはしていない、偏見的なことは していないという被告の主張は完全に覆されました。

(3)甲第28号証の謝罪文

甲第28号証の「謝罪文」の2ページ目の1行目のとおり、被告は大阪の鑑定人に 私に関するスパイ活動を依頼し、わざわざ東京の仲山利明にまで報告に行かせていま す。これらの事実によって、「鑑定人問題は関係なく毎年度の適正な人事考課の結果、 私を課長以上に昇進させなかった」という被告の主張は完全に覆されました。

3. 私への異常な個人監視について

訴訟全般において、被告は私に対して特別な行為はしていないとの主張をしていますが、それは事実ではなく、私への個人監視は異常とも思えるものでした。そのほんの一例を次に記述します。

- (1) 1998年(平成10年)4月に、私が損害調査部門を追放され、広島に転勤するまでの1年間、東京業務部に配属されました。その時の上司の課長は斉藤(または佐藤?)氏でした。私に広島への転勤の辞令が出た時に、同じ課の菊池主任に九州地方の営業支社への転勤辞令が出ましたが、菊池主任はそれを拒否して退職することとなりました。その際の菊池氏の話によると、「斉藤課長は、(私が)休暇届を出した時は、いつ会社を休むのか必ず人事部に連絡するように指示されていて、いつも私の休暇予定日を人事部に連絡していた」とのことでした。人事部は、私が休暇を取得した日と株主としての活動日等の関連を監視していたようです。この異常な個人監視からも、私の人事考課について特別な扱いはしていない、偏見的なことはしていないという被告の主張は完全に覆されました。
- (2) 前述の甲第28号証の謝罪文のとおり、被告は(私への通報者によるとかなり 金を積んだらしく)大阪の鑑定人にスパイ活動を依頼してまで、私に異常な個人 監視をしていました。

なお、この異常な個人監視の件については、スパイ活動を被告より依頼された 人間は甲第28号証の謝罪文を書いた後、広島地裁で私への賠償金を支払う「調 停和解」を私と結び、私に賠償金を支払いました。その時の広島地裁の作成した 調停和解書はもちろん現在も保存してありますので、被告は否定のしようがあり ません。

(3) 2006年(平成18年)4月より,三井住友海上ケアネット社に出向しましたが,定年までのその期間は,同社の福井社長より異常な個人監視,虐待人事を引き続き行い受け続けました。その典型的な例が私の「陳述書第9部の別紙1」として添付してある,日本で最大のインターネット新聞「マイ・ニュース・ジャパ

ン」に記事として掲載されている私の訴訟の内容の紹介の見出しのダイジェストで「◇監視、暴行、仕事取り上げ・・・パワハラの日々」と記述されていますが、 三井住友海上ケアネット社に転勤後も福井社長から引き続き受け続けた陰惨な 仕打ちで、記事のとおり異常な個人監視の結果、暴行まで受けました。いくら上 司とは言え、年上の社員にまで暴行を働くような人間がまともな人事考課などす るはずもありません。

なお、この暴行事件に関しては、2011年(平成23年)7月11日に、矢口 社員等2人の人事部の社員に直接口頭で報告しています。

私は、定年前の準定年の55歳時に、本件「昇進差別訴訟」を提訴する予定でしたが、その55歳時から定年まで三井住友海上ケアネット社の福井社長の元にいたため、ただでさえ個人監視等、陰惨な仕打ちを受けているのに、さらに訴訟など起こすと、想像もつかないほどの陰惨な仕打ちをされると思い、定年まで訴訟の提訴を我慢したのです。

5. 人事考課の抽象的な欠点の羅列

(1) 通常,本件のような人事考課に関する労働裁判では,被告企業は被告側の社員、関係者などを総動員して,原告の業務能力に対して,被告準備書面や被告側の人間に原告の業務能力が著しく劣るような内容,例えば,「原告は作業能率が非常に低く・・・」,「原告は業務上の失敗を度々犯してまわりに迷惑をかけることが多く・・・」等々の原告不利な内容の記述をこれでもか,これでもかと執拗に行います。

しかしながら本件訴訟では、私の業務能力について具体的に批判した記述が見当たりません。逆に、「業務能力は平均より上である・・・」、「粘り強く本来業務はこなし・・・」、「IT機器の操作に強く・・・」等々、業務能力を認めている記述も少なくありません。

(2) それにもかかわらず、私が課長以上に昇進できない理由としては、本件訴訟で

の提出書類で、各所にみんな判で押したように、私の欠点として独善的である、協 調性が無い、自分の仕事しかしようとしない、課長代理として課を取りまとめない、 ノウハウを共有しようとしないなどと、極めて抽象的で具体性のない表現の記述ば かりです。それらの欠点によって、どのような弊害が業務上、生じたのかなど具体 的な記述が見当たりません。

(3) 典型的な例が「会社の秩序を乱している」という記述が数多く見受けられますが、どのような秩序をどのように乱し、それによってどのような弊害が業務上生じたのか、一切具体的な記述がありません。つまり、私を課長以上に昇進させなかった具体的な理由が無いということに他なりません。

なお、組織(企業)が「正しいことを言う組織(企業)にとって都合の悪い人間を 弾圧するときに、決まって使う言葉」が、この「秩序を乱した」という抽象的な 言葉です。それは別紙2の1~2を見れば一目瞭然です。

6. 私の業務成果について

(1) 私の業務能力については、私の陳述書第4部「原告の仕事ぶりと能力について」 (甲第23号証の4)に詳細に記述されており、さらにはそれに添付されている私 の作成した査定処理要領、「Q&A」等、数々の被告・三井住友海上の会社全体 にとっても、極めて有効な損害保険業界に誇っても良い資料等が私によってたく さん作成されています。

これらの資料は、いかに会社全体の業務上のトラブルを減少させ、みんなの知識を向上させ、会社全体の業務効率を上げるためにと、上司からの指示ではなく、私自身が積極的に作成したものです。これらの事実を以ってしても、前述の私の数々の欠点が完全に事実と異なることが充分証明できます。

(2) また、前述のとおり、私の欠点として「自分の仕事以外しようとしない」、「ノ ウハウを共有しようとしない」などとの記述がありますが、東京の本社や大阪に いた頃に、「損害調査の知識のノウハウを普及させる」ために、努力し、評価さ れた社員は被告・三井住友海上の中でも他にはいません。

その実例として、大阪時代に久保田善夫課長の部下だった時に大阪から高松に 転勤することが決まりましたが、その時に、大阪の阿倍野支社の代理店会が私の 素晴らしい研修・勉強会等で大変お世話になったと、私に送別品として、『高価 な鞄(別紙3の写真)』をプレゼントしてくれたのです。それを見た阿倍野支社長 が、『支社の営業社員が転勤するときでさえ、こんな立派な送別品をもらったこ とは無い、ましてや損害調査部の社員がこんな素晴らしいプレゼントを代理店会 からもらうとはこんなことは初めてだ!』と言って大変驚きました。

東京の本社時代にも、多数の営業支社の代理店会から同様に大変な信頼を受けていましたが、特に東京の北区にある「王子支社の代理店会」や「練馬支社の代理店会」からも大阪の阿倍野支社の代理店会と同様のことをしていただいたことがありました。

このように、損害調査と対立関係に陥りやすい営業や代理店から研修会・勉強会などで強く信頼され、転勤するときに盛大な送別会を開いてもらい、豪華な送別のプレゼントをもらうような社員は、他に類がありません。これらの事実からして、一体、私のどこが協調性が無く、独善的なのか、課長代理としての業務を満たしていないのか、被告の主張はまったく不合理極まりありません。

7. 一般論からの推定の主張

本件訴訟の被告側の論調を見ていますと、現実として実際はどうであったかということを無視して、「一般論としてこうすべきであるので、このようにしたはずだ」、「一般論としてそんなことはするはずがない」などと、事実からではなく一般論からの推定を主張しているだけの記述が非常に多いです。

これは完全に倒錯した理論で、鐘ヶ江洋三氏が<u>「一般論ですべき業務を、現実では</u> 何らしていないことが原因」となっている訴訟ですから、一般論からの推定を主張し ているだけの被告はこの訴訟がなぜ提訴されたかを倒錯した理論に置き換えていま

8. 鐘ヶ江鑑定人への批判について

- (1) 本件訴訟の全体的な主張では、被告は鐘ヶ江鑑定人に対しての原告以外の批判 はないと主張しています。しかしそれは、特に若い社員達が鐘ヶ江鑑定人に完全 に洗脳されていることと、批判できないような雰囲気を会社側が作っていたから です。
- (2) 私が非常に驚いたのは、鐘ヶ江鑑定人が鑑定書を渡す時に自分は椅子にふんぞり返りながら、「ほら、鑑定書だ」と傲慢な態度で若い社員達に渡すのです。そして、それを受け取る若い社員達は、直立不動でその鑑定書を両手で受け取り、それをうやうやしく頭より高く上げて「鐘ヶ江さん、ありがとうございました」と、まるで天皇陛下から恩賜をいただくように鑑定書を受け取るのです。この姿には私は本当に驚きました。例えば、総務部の社員が出入り業者から文房具を受け取る時に、このような受け取り方をするはずがありません。

その理由は、<u>鑑定人が鑑定書を作成してくれるから、自分たちも保険金を支払</u> <u>えるのだと洗脳されている</u>からです。そしてその洗脳を推し進めるために、さら に鐘ヶ江鑑定人は傲慢な態度をとるのです。

(3) その証拠に、私が「鐘ヶ江鑑定人はあまりにもひどすぎる。三和鑑定事務所の 東谷社長に苦情を言おう」と私が言ったところ、若い社員達は、びっくりした顔 で「本気でそう言っているんですか! 鑑定人さんが鑑定書を書いてくれるから 我々は保険金を支払うことができるんですよ! それなのに三和鑑定事務所に 文句をいうなんてそんなとんでもないことをしていいんですか!」と非常に驚い た。その発言を聞いてさらに驚いたのは私の方です。鑑定書なんかなくとも保険 金は支払えます。現に、被告も「鑑定書は単に参考にしているだけで、最終的な 支払額を決めるのは保険会社」だと主張しています。このように、若い社員達は 完全に鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所に洗脳されていたのです。 (4) その確固たる証拠に、社外の三和鑑定事務所に鑑定業務を依頼することなく、 別紙1~2の査定報告書と私が作成した鑑定書で1千万円以上の大口事故の保 険金を支払った際、若い社員達は「えっ! 鑑定人さんの鑑定書無しでもそんな 大口事故の保険金が支払えるのですか!」目を丸くして驚いていました。

そこで私が、「何千万だろうが、何億だろうが、保険会社が妥当と判断したら、 保険金は支払えるのだ。社外の三和鑑定事務所の鑑定書なんか不要だ」といった ところ、みんな呆然としていました。それほど、被告と鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定 事務所の癒着による損害調査部門の若い社員達への洗脳はひどいものでした。

9. 三和鑑定事務所への特別な便宜・利益供与について

被告は、三和鑑定事務所を他の三和鑑定とは別に、特別に便宜を図ったりしたようなことはないと提出書類の多数の箇所で主張していますが、これは明らかに事実と 異なります。

(1) 被告は、三和鑑定事務所に通常より多額の鑑定料が支払えるように特別に契約を結んでいました。それは、損害額が1千万以上の事故の時は、3割増しの鑑定料を支払うという信じられない特定の社外機関へのとんでもない利益供与の契約でした。損害額が1千万円以上という大口事故の損害調査を依頼してもらうだけで通常の鑑定事務所にとって、多額の鑑定料がもらえますのでそれだけでも大変ありがたいことです。しかし、さらにその大口事故の鑑定料を損害額が1千万円以上の場合は自動的に3割増しで支払うという信じ難い内容の契約は特定の社外機関への利益供与です。

私は、その契約書を隣の課の金子課長代理に見せられたために、私自身も1千万円以上の損害額の事故は、いやおうなく3割増しの鑑定料を支払っていました。 実際にその割増鑑定料を支払っていた私が言うのですから事実に間違いありません。まさに、泥棒に追い銭、被告と三和鑑定事務所の癒着はひどく、特定の便宜、利益供与はひどいものでした。 (2) 当時,大阪の営業ではサントリーの自動販売機の保険を引き受けていました。 自動販売機ですから,その台数はものすごく多く,また,いたずら,中の現金盗 難目的の破壊等で事故件数もすごく多く,1ヶ月の事故件数は1,000件を遥 かに超えるというものすごい事故件数でした。

その自動販売機の事故の損害調査を三和鑑定事務所に外注するという名目で、 三和鑑定事務所に1件当たりの処理代金として800円を支払っていました。 しかし、自動販売機の事故ですから事故はみんな小事故で、損害調査などまった く不要で契約者から提出された修理見積書のとおり機械的に支払うだけの、「単 なる事務処理」でした。したがって、三和鑑定事務所のすることは、事故の請求 書類のリストを作成するだけでした。つまり、リストに事故1件につき1行の事 故データーを書くごとにそれだけで800円もの委託料を三和鑑定事務所に支 払っていたのでした。

そして、さらには実際にそのリスト作りをしていたのは、被告・三井住友海上を退職した女子社員で、その元女子社員がアルバイトとして三和鑑定事務所の事務所で月5万円程度のアルバイト料でそのリスト作成をしていました。

毎月の事故件数が、1千数百件ありましたので、リスト1件(1行)作成するごとに800円の経費を三和鑑定事務所に支払っていましたので、1ヶ月の支払経費は百数十万円にもなり、わずか5万円程度の被告の元女子社員に支払うアルバイト料を引いても、毎月100万円以上の「純利益」が三和鑑定事務所に転がり込んでいました。

当時従業員が30人足らずの中小企業の三和鑑定事務所に毎月自動的に100万円以上の純利益が入るなど、被告の利益供与は常識を遥かに逸脱したものでした。

つまり、被告の元女子社員に被告・三井住友海上の事務所で事故のリストを作成させれば、毎月の経費は5万円だけで済むのです。それをわざわざ三和鑑定事務所の事務所でリスト作りをさせて、三和鑑定事務所に毎月自動的に100万円

以上もの純利益が転がり込むようにするなど、これは三和鑑定事務所に業務を請 負わせているように見せかけて莫大な経費を三和鑑定事務所に支払うことがで きる「偽装請負」のシステムを作り上げて莫大な利益供与をしていたのです。

さらに信じられないことに、鐘ヶ江鑑定人は被告の若い社員に、「三和鑑定事務所がこの事務処理を請け負ってやっているからお前たちの会社(被告)は助かっているんだ!」と威張り散らし、それに対して若い社員達は「本当に鐘ヶ江さんや三和鑑定さんのおかげで助かっています」とぺこぺこ鐘ヶ江鑑定人に頭を下げている姿には、私は本当にあきれ果てていました。

この事実を以ってしても、被告の「三和鑑定事務所に特別に便宜を図っていたようなことはない」などという主張は完全に事実と異なります。

(3) 被告・三井住友海上の三和鑑定事務所への特別な利益供与,特別な便宜はまだ たくさんありますが,いちいち記述していたら長くなりますのでここではそれら は省略いたします。

なお、大阪のある鑑定人が言っていましたが、前述のとおり、被告は三和鑑定 事務所のいいなりに多数の莫大な利益供与をしていたため、三和鑑定事務所は被 告・三井住友海上のことを「打ち出の小槌」と呼んでいたそうです。

10. 鑑定人資格について

私の陳述第2部の「鑑定人制度と鐘ヶ江洋三鑑定人の問題点」で記述しているように、鑑定人試験と言うのは、極めて簡単なものですから、その私の陳述第2部(甲第23号証の2)を掲示している「三井住友海上はコンプライアンス・ブラック企業か?」という損害保険会社各社の株を保有している株主が本件訴訟を掲示しているホームページ(別紙4)を見た全国の人から様々な投稿メールが寄せられています。その1例として次のメールを記載します。(一部注釈追加あり)

火災鑑定人というのは難しい試験を通らないと成れないと思っていました。

(「三井住友海上はコンプライアンス・ブラック企業か?」という)ホームページおよび My News Japan の「三井住友海上の不正鑑定疑惑 社員がコンプライアンス求め内部告発→左遷・パワハラ→定年後に提訴」(のホームページ)を拝見すると、いかにたやすくとんでもない倫理観の持ち主でも合格し、偉そうに仕事ができる悪徳鑑定人を生み出す現実がよくわかりました。私もこれからは保険会社とグルになった鑑定人に騙されないよう気をつけたいと思います。貴重な情報を有り難うございました。これからも世の中の弱者のために闘ってください。(匿名希望・埼玉在住・59歳・主婦)

わかり易く説明すると、2級鑑定人の資格が原付免許だとすると、1級鑑定人は普通 免許程度のものです。

--(以上:投稿メール・1例)---

また,以前は,2級鑑定人の経験年数を満たせば,自動的に1級鑑定人になれましたが,ちょうど鐘ヶ江洋三が1級鑑定人になる時に,試験制度が導入されました。

しかし、初めての試験制度導入のため当時の試験は、緩和措置として極めてやさしくしたにもかかわらず、鐘ヶ江洋三は1級鑑定人の試験に落ちました。私の知っている関西地区の受験者の内、1級の鑑定人試験に落ちた2級鑑定人は鐘ヶ江洋三だけでした。またさらに、鐘ヶ江洋三は翌年も試験を受けて落ちたように記憶しています。鐘ヶ江洋三氏という人間はこのように無能極まりない人間です。

11. 鐘ヶ江洋三の業務について

被告および被告側の人間の陳述書には、「鐘ヶ江洋三は特に優秀ではないが、特に問題のある鑑定人でもなかった」と判を押したように、同じ表現が記述されています。

しかし、いくらそうやって鐘ヶ江洋三という悪質鑑定人を擁護しようとも、それらの主張はすべて、鐘ヶ江洋三を「超悪質B鑑定人」として作成した甲第16号証の論文集「正しい鑑定人の選び方(副題:悪質鑑定人の追放)」が、被告自身が絶賛して論文集に特別に載せたことはもちろん、全国の損害調査部門の人間に絶賛されたことによって、虚偽であることが完全に証明されています。

この論文の「超悪質B鑑定人」が鐘ヶ江洋三であることは、論文の著者の私自身が 言っていることなので絶対間違いありません。

12. 鐘ヶ江洋三の評判について

- (1) 大阪時代に私の部下で、私が大阪から転勤後、再び東京の本社で一緒になった若い堀本健社員は、みんなと会話している時に私が、「鑑定人の中にもひどいのがいるからな・・・」と発言したところ、間髪入れずに堀本健社員が「例えば鐘ヶ江鑑定人ですね」と言いました。わたしもこれ聞いて「あの頃は、大阪の若い社員も我慢していたのだな」とつくづく思いました。
 - (2) また、損害調査部門以外の従業員である営業や代理店と言う人達は、損害調査部門の人間と対立すると、いざ保険事故が起きた時に不利な査定をされることを避けるために、極力損害調査部門の悪口や不平不満を損害調査の社員達に言わずに我慢しています。中には、新人代理店研修で『損害調査の人間とだけは絶対けんかするな! いざという時に損をするのは結局、契約者側のこっちだからな!』と言われた代理店もいるほどです。

このように、損害調査部門への不平不満は、営業や代理店はじっと我慢して 損害調査部門の人間には言いませんが、私は鐘ヶ江鑑定人のひどさに、親しい 営業社員や代理店に、いかに鐘ヶ江洋三という人間がひどい鑑定人かをよく話 しました。すると、損害調査部門の悪口を言うことを遠慮していた彼らも次か ら次へといかに鐘ヶ江鑑定人がひどい鑑定人か、堰を切ったようにさんざん聞 かされました。

『事故現場にいっても、ぶらぶらしているだけで何も損害調査らしいことをしていない。あんなやつに自分たち営業や代理店が必死に稼いできた金が鑑定料として支払われているかと思うと腹が立つ!』、または『なんだ、あの鐘ヶ江という鑑定人の態度は! 当社の方が仕事を発注しているお客様だろう! それなのにあの威張り腐った傲慢な態度はなんだ! どっちが客かわからな

い!』というように、鐘ヶ江鑑定人の悪口がこれでもかこれでもかと堰を切ったように次々と出てきます。中には、『あの鐘ヶ江という人間は見るからに遊び人だ。あんなやつがまともに仕事をするはずがない!』という営業支社長までいました。鐘ヶ江洋三という鑑定人は、営業や代理店から、事故現場でぶらぶらしているだけの『ぶらぶら鑑定人』と呼ばれていました。

- (3) 結局,損害調査部門以外の営業や代理店も、いやどんな素人が見ても、鐘ヶ 江鑑定人の仕事ぶりはいいかげん極まりないと誰もがわかっているのだとつ くづくわかりました。提出した多数の書類にも記述してあるとおり、『鑑定人 を鐘ヶ江鑑定人に代える!』と私に怒鳴り込んできた代理店も、鐘ヶ江鑑定人 が優秀な鑑定人だからではなく、鐘ヶ江鑑定人なら『何も詳しい損害調査をせ ずになんでも妥当な損害額だと認めてくれるぞ!』と言ったことからも充分窺 えます。
- (4) このように損害調査部門の社員も含め、営業社員や代理店の評判も極めて悪い評判でしたので、被告の主張する「鐘ヶ江鑑定人のことを悪くいう人間はいませんでした」との記述は、まったく事実と異なります。

13. 鑑定書の不備は社員が行うとの主張について

(1) 被告提出の各種書類に「鑑定人が鑑定書で認定した鑑定内容や損害額に疑問がある等した場合には、当社社員が確認し、不備があれば指摘をするので、鑑定書の不備により当社が損害を被る等ということはない」と記述してあります。しかし、これは机上の空論以外の何ものでもありません。乙第3号証の「鐘ヶ江鑑定人依頼案件一覧表」を見てもわかるとおり、大半が「鑑定人の単独立会」です。悪質鑑定人にとって、単独立会はこの世の極楽です。なにせ、実際の事故現場を見ているのは自分だけですから、どんな手抜き仕事をしようとも、保険会社の損害調査部門の社員に何が不備かわかるはずもありません。所詮、鐘ヶ江洋三のような悪質鑑定人がどんないい加減な損害調査を行なおうが、依頼業務の大

半を占める単独立会では誰もそのいい加減さを指摘できません。したがいまして、「鑑定人の業務に不備があれば社員が指摘・・・」などということは、不可能であることは自明の理です。

(2) それに、保険会社の損害調査部門の社員は、保険金の支払い手続きは専門家ですが、損害調査の専門家ではないために、専門家の鑑定人に業務を依頼するのです。したがいまして、例え、社員が鑑定人同行した場合でも、損害調査については素人の社員が鑑定人の業務の不備を指摘できるはずがありません。ましてや、新入社員やそれに準ずる若い社員が傲慢に威張り散らしている鐘ヶ江鑑定人の不備を指摘できるはずかないのは自明の理です。

それができるのは、別紙2のように大口事故の鑑定書を自ら作ったり、甲第16号証の「正しい鑑定人の選び方(副題:悪質鑑定人の追放)」の論文を書ける私のような極めて業務能力の高い損害調査部門の社員だけです。だからこそ、私は極めて悪質な鐘ヶ江洋三という鑑定人を追放しようとしたのです。

第7部 終わりに

あまりにも目に余ることなので、再度述べさせていただきますが、被告は今回の提出の被告側陳述書に、「『課長昇進適齢期』前後の人事考課者にとどめることにした」などと記述しているにもかかわらず、「課長昇進適齢期」とかけ離れた人間たちの原告に不利な内容を記述してもらえる人間たちまでも無理矢理かき集め、14名以上もの陳述書を提出しています。この陳述書の大半は「課長昇進適齢期」とかけ離れた人間たちの陳述書で、これだけの多数の陳述書を提出して裁判を混乱させておきながら、「できるだけ少なくした」などとの記述には、ただただ呆れ果てるばかりです。

その証拠に、平成26年6月2日付の「被告立証計画」の中の陳述書提出予定者の中の「石岡順二」などという人物を私はまったく知りません。どこかの損害調査部長だったようですが、私の上司になったこともなければ、顔も見たことが無くまったく

知らない人物です。このように「被告立証計画」を見ても、とにかくなにが何でも、 原告の不利な陳述書を書いてもらえそうな人間なら誰でもいいからと、ただがむしゃ らにリストアップしたため、「石岡順二」などという原告とまったく縁もゆかりも無 い人間まで「被告立証計画」にリストアップしてしまったものであり、被告側の無理 押しや混乱ぶりが窺えます。当然のことながら、その後「石岡順二氏」の陳述書も証 人申請もありませんでした。

以上